

**江戸川区子どもの権利擁護委員**

**令和5年度活動報告**

**江戸川区子どもの権利擁護委員**

## 江戸川区子どもの権利擁護委員一覧

職名	氏名	職業等
代表擁護委員	有村 久春	東京聖栄大学教授
擁護委員	工藤 寛泰	弁護士
擁護委員	熊澤 美帆	弁護士
擁護委員	小松 佳子	公認心理師
擁護委員	角南 和子	弁護士

# 1 江戸川区子どもの権利擁護委員の概要

## (1) 江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員は、江戸川区子どもの権利条例の「江戸川区は子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます」という規定に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな回復を目的に、区長と教育委員会の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例により、令和4年2月1日から設置されています。

擁護委員は職務に関して守秘義務があり、区は擁護委員の独立性を尊重し、擁護委員の職務に協力します。また、保護者、区民、関係機関は、擁護委員の職務に協力するように努めます。

擁護委員の職務は以下のとおりです。

- ① 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。
- ② 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。
- ③ 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。
- ④ 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、江戸川区、保護者、区民及び関係機関の連携を推進すること。

擁護委員は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようとするための教育委員会の附属機関を兼ねており、具体的には、区立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合に、教育委員会の諮問を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

## (2) 江戸川区子どもの権利条例

江戸川区子どもの権利条例は、子どもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを地域の共通理解とし、行政機関、家庭や学校をはじめとした地域社会全体で子どもの育ちを支えていくための考え方や取組を推進して、子どもの権利擁護に対する気運をさらに高め、子どもの最善の利益を実現することを目指し、令和3年6月に制定、7月に施行しました。

条例の概要は、以下の①から⑥のとおりです。

- ① 江戸川区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、子どもの権利に対する区の基本的な考え方を示す理念条例です。権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、漢字には全てふりがなをふるなど、子どもにもわかりやすい表記としています。
- ② 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- ③ 子どもが健やかに成長していくために、「生存・発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「差別・虐待・いじめの禁止」、「子どもの最善の利益」の4つの権利について、区全体で特に大切にしていきます。
- ④ 児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考え方をもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定しています。
- ⑤ 区全体で子どもの権利侵害を早期に発見し、その回復のための支援に努め、区は子どもの相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。
- ⑥ 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

## 2 相談・対応状況

### (1) 相談受付実績

えどがわ子どもの権利ほっとラインは、年末年始・祝日を除く毎週火曜・木曜の13時から18時、土曜の10時から15時に相談受付しています。

相談は、電話とメールフォームにより受付を行っています。

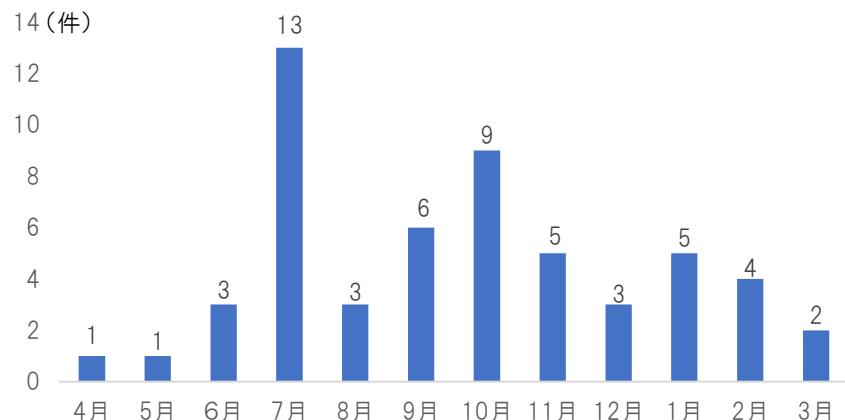
メールフォームについては、児童・生徒に配備されているタブレットに「こどもSOS」のアイコンを配信し、相談しやすいよう1タップでメールフォームへのアクセスができるようにしています。

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の相談受付・活動日数は168日間です。

### (2) 相談受付件数

令和5年度に新規に受け付けた相談件数は55件となっています。

相談受付件数月別内訳



### (3) 対応状況

令和5年度に相談受付したもののうち、54件は終結し、1件が次年度に継続となっています。

## (4) 相談内容

令和5年度における相談内容（主たるもの）の内訳は以下の表のとおりです。対人関係に関するものが一番多く、次いで家庭・家族関係についての相談件数が多くなっています。

### 相談内容内訳

学校に關すること	学校・教職員の対応	対人関係	不登校	いじめ	家庭・家族関係	虐待	心身の悩み	SNSに関すること	計
4 (7.3%)	7 (12.7%)	16 (29.1%)	2 (3.6%)	2 (3.6%)	12 (21.8%)	5 (9.1%)	6 (10.9%)	1 (1.8%)	55 (100.0%)

## (5) 相談者

相談者は、子ども本人が51件、祖母が1件、関係者が4件となっています。

関係者は、共育プラザ職員、学校等です。

### 相談者内訳

子ども本人	祖母	関係者	計
51 (91.1%)	1 (1.8%)	4 (7.1%)	56 (100.0%)

※1件の相談で相談者が複数になっているものを含む

## (6) 相談対象

相談対象となる子どもの所属・学年等は以下のとおりです。

### ①相談対象児童の所属

未就学	小学校	中学校	高校等	計
0 (0.0%)	43 (78.2%)	9 (16.4%)	3 (5.5%)	55 (100.0%)

### ②相談対象児童の学年

未就学	小学校						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明
0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (9.1%)	3 (5.5%)	7 (12.7%)	15 (27.3%)	11 (20.0%)	2 (3.6%)

1年	2年	3年	学年不明	高校等				計
				1年	2年	3年	学年不明	
5 (9.1%)	2 (3.6%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	1 (1.8%)	2 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	55 (100.0%)

## (7) 相談経路

相談方法は、以下の表のとおりとなっています。

相談経路内訳

	電話	メールフォーム	面接	計
子ども	1 (2.0%)	49 (96.1%)	1 (2.0%)	51 (100.0%)
おとな	4 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	5 (100.0%)
合計	5 (8.9%)	49 (87.5%)	2 (3.6%)	56 (100.0%)

※1件の相談で相談者が複数になっているものを含む

## (8) 相談のきっかけ

子どもの権利ほっとラインについてどこで知ったかについては、「タブレットから」が27件、「子どもの権利擁護委員の訪問により知った」が4件、「ホームページから」が1件、「学校で配布された相談カードから」が1件、「不明」が22件です。

## (9) いじめ防止対策推進法に基づく附属機関としての活動

令和5年度は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る教育委員会からの諮問を2件受けています。

### 3 子どもの権利に関する周知啓発

#### (1) 子どもの権利擁護委員の共育プラザへの訪問

令和4年8月から、子どもの権利擁護委員が共育プラザ（中高生の活動支援・子育て支援・世代間の交流支援を行う施設）を訪問し、施設を利用しているお子さんと一緒に過ごす中で、子どもの権利に関する周知や、子どもや保護者等からの相談の受付などを行っています。



共育プラザ訪問の様子

#### (2) 子どもの権利に関する講演・出前授業の実施

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利に関する普及啓発活動も役割の1つとして行っています。



子どもの権利擁護委員による出前授業

令和5年度から、子どもの権利擁護委員が区立小・中学校を訪問し、人権や子どもの権利、江戸川区子どもの権利条例や子どもの権利擁護委員の役割について説明する出前授業を実施しています。

令和5年度は小学校1校、中学校6校の計7校で出前授業を実施しました。

次年度以降についても、希望校への出前授業の実施など、子どもの権利に関する普及啓発に努めていきます。